

長門市犯罪被害者等支援条例（素案）の概要

条例制定の趣旨

犯罪被害者やその家族・遺族は、犯罪等による直接的な身体や生命等の被害に加えて、周囲の者の言動や誹謗中傷等による精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、平穏な生活やプライバシーの侵害、経済的な損失などの二次被害に苦しむことが少なくありません。

誰もが予期せず犯罪被害者となる可能性がある中で、安全で安心なまちづくりを推進するためには、犯罪被害者等の被害からの回復と被害の軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた取組を進めることが必要です。

このため、「長門市犯罪被害者等支援条例」を制定し、条例に基づき犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進しようとするものです。

条例（素案）の構成

《基本的事項》

第1条 目的

- ・条例制定の目的

第2条 定義

- ・用語の定義

第3条 基本理念

- ・犯罪被害者等への支援の基本理念

（ 犯罪被害者等の権利を尊重
犯罪被害者等への適切な支援
必要な支援を途切れなく行う 等 ）

《犯罪被害者等への支援》

第8条 相談及び情報の提供等

- ・相談対応、支援情報の提供 等

第9条 経済的負担の軽減

- ・被害者等への助成措置 等

第10条 日常生活の支援

- ・福祉サービス等の利用支援 等

第11条 安全の確保

- ・更なる被害防止のための支援

第12条 居住の安定

- ・従前住居への居住が困難な場合の支援

第13条 雇用の安定

- ・雇用の安定、職場における二次被害防止

《市等の責務》

第4条 市の責務

- ・支援施策の策定・実施 等

第5条 市民等の責務

- ・二次被害防止等への配慮 等

第6条 事業者の責務

- ・労働環境の整備 等

第7条 学校等の責務

- ・児童への適切な支援 等

《理解の増進等》

第14条 理解の増進

- ・市民等への広報・啓発

第15条 教育活動の推進

- ・生命、身体、人権を尊重する教育

《支援機関に関する施策》

第16条 人材の育成

- ・人材育成のための研修 等

第17条 民間の団体に対する支援

- ・民間支援団体への情報の提供 等

《その他》

第18条 支援を行わないことができる場合

第19条 委任